

「埼玉DXファーストステップ企業2025」募集要項

1. 趣旨

DXに向けた第一歩となる優れた取組を実施している県内事業者を「埼玉DXファーストステップ企業」とし、当該事業者の意欲を向上させるとともに、他の県内事業者の取組を促進します。

2. 主催

埼玉県、埼玉県DX推進支援ネットワーク

3. 「埼玉DXファーストステップ企業」の選考について

- (1) 埼玉県DX推進支援ネットワーク（以下「ネットワーク」といいます。）は、応募又は推薦のあった事業者の中から、特に優秀な取組や訴求力のあ
る取組を行っている事業者を選考します。（若干数）
- (2) 選考された事業者に対して証書を贈呈し、ロゴマークのデータを提供す
るほか、取組事例をネットワークのポータルサイト等で紹介します。

4. 候補者の募集

候補者は、取組を行う事業者による応募又は他の団体・事業者による推薦により募集します。

5. 応募要件

応募要件は次のとおりです。

- (1) 埼玉県内に事業所を置く中小企業基本法第2条第1項に定める中小企
業者又は個人事業主であること。
- (2) 概ね過去2年以内に初めてデジタルツールの活用チャレンジし、特定
の業務や部門の業務効率化などの成果が確認できること。あるいは、成果が
期待できる取組を行っていること。
- (3) デジタルツールの活用に当たり、取組の工夫、特徴のある経緯や苦労等
の活用の背景があること。

6. 応募について

(1) 応募期間

令和7年6月20日（金）～令和7年9月12日（金）17時 必着

(2) 応募方法

- ①「埼玉県DX推進ポータルサイト」内の「埼玉DXファーストステップ企
業」応募ページにアクセスしてください。

<https://www.saitamadx.com/dxaward/entry/>

- ②記入例を参考にエントリーシートを作成してください。
- ③応募フォームに必要事項を入力し、エントリーシートを添付してください。なお、エントリーシートは必ずPDFファイル（5MB以内）としてください。
- （※）②の記入例、③の応募フォームは、「埼玉DX大賞」と「埼玉DXファーストステップ企業」で様式が異なりますのでご注意ください。
- ④入力内容をご確認のうえ、送信してください。
- ⑤入力されたメールアドレスへ確認のメールが送られます。
- ⑥（推薦の場合）
上記①～⑤と併せて、推薦者用フォームに入力し、送信してください。

7. 審査方法

ネットワーク事務局において、応募書類を基に審査します。

8. 主な審査基準

（1）取組の成果

デジタルツールの活用で、特定の業務や部門の業務効率化などの成果を上げているか。または、成果が期待できるか。

（2）実施手法の適切性

デジタルツール活用の意図が明確であったか。また、意図に合ったツール・サービスが選択されているか。

（3）他の事業者への訴求力

デジタルツールの活用にあたっての取組の工夫、特徴のある経緯や苦労等の活用の背景の記載があるか。また、活用の背景や成果が、まだデジタル化に取り組んでいない事業者に対して、特に訴求できる内容であるか。

9. 「埼玉DXファーストステップ企業2025」の決定

令和7年12月（予定）

10. 問合せ先

〒338-0001

埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2

新都心ビジネス交流プラザ3階

公益財団法人埼玉県産業振興公社DX推進支援グループ

TEL 048-621-7051

MAIL info@saitamadx.com

1 1. 応募にあたっての注意事項

- (1) 提出された書類は返却いたしません。
- (2) 提出された内容は公開を前提に作成されたものとして取り扱います。
特別なノウハウや営業上の秘密事項等については、あらかじめ法的保護を行うことをお勧めします。
- (3) 応募資格、募集対象等に違反する事項があった場合及び書類記載内容に虚偽があった場合、失格あるいは受賞を取り消すことがあります。
- (4) 知的財産権（特許権・実用新案権・商標権・意匠権・著作権等）に関する責任、品質、安全性等に関する責任は、応募者が負うものとします。また、訴訟中のものや知的財産権の侵害など、重要な障害のあることが判明した場合には、失格あるいは受賞を取り消すことがあります。
- (5) 書類に不備がある場合には、再提出を求めることがあります。その際、指定期限までに書類が提出されない場合には、提出を取り下げたものと見なすことがあります。
- (6) 応募書類などに記載された個人情報については、本認定の実施及び埼玉県が行う各種事業のご案内やアンケート調査依頼用途以外には使用いたしません。
- (7) 本応募に要する経費は応募者の負担となります。
- (8) 本募集要項で示しているスケジュール等は変更になる場合があります。

附則

この要項は、令和7年6月20日から施行します。